

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	一
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(農産園芸環境課)	三
○肥料の登録	(同)	三
○肥料の登録の失効	(同)	三
○普通肥料の検査結果の公表	(同)	三
○特殊肥料の検査結果の公表	(同)	四
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	五
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	六
○道路の区域変更(四件)	(道路課)	七
○道路の供用開始	(同)	八
○河川予定地の廃止	(河川課)	八
○都市計画変更案の縦覧	(都市計画課)	八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	九
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく	(障害福祉課)	九

ページ

告 示

○宮城県告示第五百七十二号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十六年五月二十二日次の者を指定した。
平成二十六年六月二十七日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

自立支援医療を行う医療機関の変更
(同) 九
○県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧
(農村振興課) 一〇
○開発行為に関する工事の完了(二件)
(建築宅地課) 一〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
(警察本部会計課) 一一
監査委員
○住民監査請求に係る監査結果の公表(二件) 一三

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
横山 成邦	内 科	公立加美病院	加美郡色麻町四電字杉成九番地
熱海 智章	内 科	医療法人章真会 熱海病院	遠田郡美里町字素山町十八番一 号
勝又 貴夫	内 科	医療法人社団健育会 石巻港湾 病院	石巻市門脇町一丁目二番二十一 号
石田 健司	リハビリテ- ーション科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一 番地
猪原 正史	外 科	石巻市立牡鹿病院	石巻市鮎川浜清崎山七番地
宮本 慶一	外 科	公益財団法人宮城厚生協会坂総 合病院	塩竈市錦町十六番五号
佐藤 貫洋	整形外科	医療法人啓仁会 石巻ロイヤル 病院	石巻市広濶字焼山二番地
大島 郁子	小児科	独立行政法人国立病院機構宮城 病院	亘理郡山元町高瀬字合戦原一〇 番地
太田 一成	内 科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六 番地
渡部 準	内 科	医療法人敬仁会 大友病院	気仙沼市三日町二丁目二番二十 五号

竹内 雅治	循環器内科	大崎市民病院
佐々木盛力	整形外科	石巻赤十字病院
		大崎市古川千手寺町二丁目三番十号
		石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第五百七十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
八巻 孝之	外科	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	宮城県利府町青葉台二丁目二番百八号	一般社団法人日 本海員救済会宮 城利掖済会病院	宮城県利府町森郷字新太子堂五十一番地
三井 一浩	外科	社会医療法人将 道会総合南東北 病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三番十号
成川 弘治	神経内科	社会医療法人将 道会総合南東北 病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号	大崎市民病院鳴 子温泉分院	大崎市鳴子温泉 字末沢一番地
齊藤 群大	内 科 リニク科 救急科 麻酔科	くりはら訪問ク リニク	栗原市若柳字川 北中町三十二番 五号	栗原市立若柳病 院	栗原市若柳字川 北原畑二十三番 四号
細越 琢	整形外科 テーラピシヨ 科	ほそごえ整形外 科	黒川郡大和町吉 田字高田三十三 番地	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百 八十四番地

○宮城県告示第五百七十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
	新	旧	
班目 仁	またらめ内科医院	班目医院	石巻市わかば二丁目一番五号

○宮城県告示第五百七十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	
		新	旧
佐々木直英	登米市立上沼診療 所	登米市中田町上沼字新寺山下 五十九番一号	登米市中田町上沼字弥勒寺中 下二十二番六号
班目 仁	またらめ内科医院	石巻市わかば二丁目一番五号	石巻市雄勝町雄勝字小測三十 一番十号

○宮城県告示第五百七十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
		新	旧	
熱海真希子	内 科	医療法人章真会 熱海医院	熱海真希子	遠田郡美里町字素山町十八番一 号
沼田 功	泌尿器科	大崎市民病院	沼田 功	大崎市古川千手寺町二丁目三番 十号
熱海 徳夫	外内 科	医療法人章真会 熱海病院	熱海 徳夫	遠田郡美里町字素山町十八番一 号
笹野 正充	内 科	医療法人社団健育会 石巻港湾 病院	笹野 正充	石巻市門脇町一丁目二番二十一 号
佐藤 博子	外 科	公立刈田総合病院	佐藤 博子	白石市福岡蔵本字下原沖三十六 番地

高橋 伸彦	小児科	内科・小児科 鳴子医院	大崎市鳴子温泉字湯元二十七番三号
宮崎 貴志	耳鼻咽喉科	涌谷町国民健康保険病院	遠田郡涌谷町涌谷字中江南二百七十八番地
石井 洋	外科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地
瀬戸 茂雄	内科	医療法人広茂会 瀬戸病院	黒川郡大和町吉岡字上町七十二番地

○宮城県告示第五百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇八〇〇一七一一	〇四一〇九〇〇〇九六
事業所の名称及び所在地	訪問介護ステーションのぞみ 角田市梶賀字一里壇百四十五番地一六	ゆとりケアステーション 多賀城市山王字山王四区八十二番地一〇二
指定障害福祉サービスの種類	居宅介護 重度訪問介護 同行支援 行動支援	居宅介護 重度訪問介護 行動支援
設置者名	株式会社ケアハウス青葉	株式会社ゆとりケアステーション
指定年月日	平成二十六年六月一日	平成二十六年七月一日

○宮城県告示第五百七十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録年月日	平成二十六年四月十六日	登録番号	第五八二号	肥料の種類	混合有機質肥料	肥料の名称	ソイルサブリベ リストOJ1号	窒素全量	五・〇	りん酸全量	一・〇	加里全量		アルカリ分		その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	生産業者の氏名	片倉チッカリン株式会社	生産業者の住所	東京都千代田区九段北一丁目十三番五号	有効期限	平成二十九年四月十五日
-------	-------------	------	-------	-------	---------	-------	--------------------	------	-----	-------	-----	------	--	-------	--	--------	------------------------------------	---------	-------------	---------	--------------------	------	-------------

○宮城県告示第五百七十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日	平成二十六年五月二十日	登録番号	第四四三号	肥料の種類	副産石灰肥料	肥料の名称	45・0貝殻石灰肥料	窒素全量		りん酸全量		加里全量		アルカリ分	四五・〇	その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	生産業者の氏名	千葉和郎	生産業者の住所	宮城県牡鹿郡女川町尾浦九九番地
-------	-------------	------	-------	-------	--------	-------	------------	------	--	-------	--	------	--	-------	------	--------	------------------------------------	---------	------	---------	-----------------

○宮城県告示第五百八十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十五年十一月〜平成二十六年二月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査項目	保証票の検査 その他の検査	
混合有機質肥料	大成農材株式会社	バイオノ有機S	主成分：TN、TP、TK	保証票の検査	立入年月日 平成二十五年十一月十四日
魚かす粉末	株式会社稲井	イナホ9魚粕粉末	主成分：TN、TP	その他の検査 ムヒ素、カドミウ	立入年月日 平成二十六年二月三日

(注) 一 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。

二 分析検査の項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

三 主成分の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量、TK：加里全量、AL：アルカリ分

○宮城県告示第五百八十一号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十五年七月〜平成二十六年二月分

特殊肥料名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名称 (及び商品名)	検査の結果							備考		
			TN(%)	TP(%)	TK(%)	TCu(mg/kg)	TZn(mg/kg)	TCaO(mg/kg)	C/N		水分(%)	その他検査
たい肥	株式会社ヒルズ	豚ぶん堆肥	二・七	二・五	一・六	一六八	四三三		九・四	三二・二		立入年月日 平成二十五年七月四日
たい肥	株式会社ヒルズ	豚ぶん堆肥	四・〇	四・八	二・四	二六四	七三二		七・六	二三・〇		立入年月日 平成二十五年七月四日
たい肥	有限会社蔵王高原牧場	牛ぶん堆肥	一・三	〇・八	一・一				一二・九	六三・七		立入年月日 平成二十五年七月四日

○宮城県告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TNⅠ窒素全量、TPⅠりん酸全量、TKⅠ加里全量、TCUⅠ銅全量、TZnⅠ亜鉛全量、TCaOⅠ石灰全量、CⅠNⅠ炭素窒素比、水分Ⅰ水分含有量

二 分析値は、TCu及びTZnについては乾物当たりの数値、それ以外の項目については現物当たりの数値である。

たい肥	たい肥	たい肥	たい肥	たい肥	たい肥	たい肥	たい肥	たい肥	たい肥	たい肥	たい肥	たい肥	たい肥
ス	株式会社社台レースホー	株式会社社台レースホー	株式会社社佐藤工業	株式会社社佐藤工業	株式会社社佐藤工業	株式会社社佐藤工業	株式会社社佐藤工業	株式会社社佐藤工業	株式会社社佐藤工業	株式会社社佐藤工業	株式会社社佐藤工業	株式会社社佐藤工業	株式会社社佐藤工業
堆肥	ザ・ベース	グリーン政宗	イセグリーン	イセグリーン	イセ有機	イセ有機	ハイコンユキ	発酵けいふん	発酵けいふん	チャンピオン堆肥	V Sモミガラ堆肥	鶏ふん堆肥	ペコ屋の洋ちゃん堆肥
○・七	○・九	二・九	三・九五	三・七一	三・〇九	三・〇九	一・三三	五・二九	五・二九	○・七	一・三	一・一	一・三
○・四	○・九	一・五	四・一七	四・四九	五・二三	五・二三	三・五三	三・七四	三・七四	○・九八	○・七	二・二	○・九
三・八	二・七	一・五	三・〇六	三・一五	三・四六	三・四六	二・二五	二・五	二・五	○・七三	○・六六	一・九	一・二
							一一〇						
			五二〇	五三八	五九一	五九一	五六八	四八八	四八八		七五・四	三三三	
			二〇三	一七七	一八四	一八四	一八八	一六四	一六四	一三・一	一〇・七		
一三・三	一八・〇	九・二	六・二	六・七	七・五	七・五	八・七	四・四	四・四		一五・一	九・九	一三・九
七三・九	五二・九	二七・〇	一三・五	一三・九	一六・一	一六・一	四七・二	二四・一	二四・一	六二・一	三三・七	四一・七	五五・四
立入年月日 平成二十六年二 月三日	立入年月日 平成二十六年一 月二十七日	立入年月日 平成二十六年一 月十六日	立入年月日 平成二十五年十 二月十一日	立入年月日 平成二十五年十 二月十一日	立入年月日 平成二十五年十 二月十一日	立入年月日 平成二十五年十 二月十一日	立入年月日 平成二十五年十 二月十日	立入年月日 平成二十五年十 二月十日	立入年月日 平成二十五年十 二月十日	立入年月日 平成二十五年十 二月九日	立入年月日 平成二十五年十 二月九日	立入年月日 平成二十五年七 月五日	立入年月日 平成二十五年七 月五日

林の指定を解除する。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町女川浜字大原四七二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 解除の理由

公共住宅用地とするため

二一 解除に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町女川浜字大原四六九の一・四七二の一・四七二の三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四七二の三六、四七二の四四

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

公共住宅用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百八十三号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町吉田字上嘉太神北八の一、八の二、九、一〇の一、字金畑北一六、字金畑南二一の一、字沢渡南三八（次の図に示す部分に限る。）、宮床字佐手山一七二の二、一七二の一、字笹倉五二の一、五二の三から五二の六まで、六四の一、六六の一、六六の三、六七の一、六七の三、九八

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

変更後の指定施業要件

変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（一）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（三）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町吉田字中見山西二七の一、鶴巢小鶴沢字寺前三三から三七まで、字広坪六七の三、六七の四、六八、六九の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺前三三・三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

（2）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（一）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（三）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町鶴巢島屋字天ヶ沢山一の一

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐は、択伐による。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（一）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（三）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 一一三号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
伊具郡丸森町舘矢間舘山字塚合一〇番地先から同郡同町字町東七四番地先まで		前 A	後 B	八・〇 五六・〇	三、一三二・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後B	前B	一五・〇 五七・〇	一五・〇 五七・〇	一、五二九・八	一、五二九・八	

○宮城県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 有壁停車場線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
栗原市金成有壁上原前二番一七地先から同市金成有壁大日前三番八地先まで		前 A	後 B	六・〇 一二・〇	四二二・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後B	前B	一二・〇 三四・〇	一二・〇 三四・〇	二九五・八	二九五・八	

○宮城県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 油島栗駒線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
栗原市金成扇留三〇番五地先から同市金成小迫荒崎八九番一地先まで		前 A	後 B	四・〇 一一・〇	一、一二九・二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後B	前B	一二・八 三〇・五	一二・八 三〇・五	一、一三〇・〇	一、一三〇・〇	

○宮城県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 塩釜巨理線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	
後	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
一六・〇 五一・五	一六・〇 五一・五		四八〇・〇
			四八〇・〇

○宮城県告示第五百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜巨理線	名取市牛野字柿沼一九六番地先から 同市美田園二丁目二番一〇一〇地先まで	平成二十六年 六月二十七日
		名取市美田園五丁目二三番一〇一〇地先から 同市杉ヶ袋字前沖四一七番一〇一〇地先まで	平成二十六年 六月二十七日

○宮城県告示第五百八十九号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第五十六条第三項の規定により、平成二十二年宮城県告示第九百十二号で指定した次の河川予定地を廃止する。

なお、その関係図面は、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の一の区間に係る二の大字の区域内の土地のうち、別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地(河川区域内の土地を除く。)(図面省略)

一 区間

- 起点 左岸 名取市植松字稔田二二三番二
右岸 名取市植松字稔田八八番四
- 終点 左岸 名取市下増田字前干場四番三
右岸 名取市下増田字前干場四番二地先

二 大字

名取市植松、杉ヶ袋及び下増田並びに岩沼市下野郷

○宮城県告示第五百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画下水道
- 2 名称 仙台市仙塩流域関連公共下水道
多賀城市流域関連公共下水道
富谷町流域関連公共下水道
- 二 都市計画を変更しようとする土地の区域
1 追加しようとする土地の区域

(一) 排水区域

(1) 污水

- 仙台市區 七北田字古内、同字道、野村字丸山、同字新平山、同字菅間前、同字二重袋前、同字筒岫屋敷、明通二丁目、松森字陣ヶ前、同字岡本前、大沢一丁目、大沢二丁目、大沢三丁目及び明石南六丁目の各一部
- 仙台市宮城野区 町前一丁目及び宮内一丁目の全部
- 蒲生字北中河原、同字北下河原、同字町、中野字西原、同字高松、同字資田及び港一丁目の各一部
- 多賀城市 中野字上小袋田、同字沼頭及び同字沼向の全部

八幡一丁目及び八幡字一本柳の各一部
 富谷町
 あけの平三丁目、上桜木一丁目、上桜木二丁目、明石台四丁目、明石字下犬ヶ沢、同字上向田、同字宮前、一ノ関字鎌田及び富谷字坂松田の各一部

(2) 雨水

仙台市泉区
 大沢一丁目、大沢二丁目、大沢三丁目及び明石南六丁目の各一部
 仙台市宮城野区
 町前一丁目及び宮内一丁目の全部

蒲生字北中河原、同字北下河原、同字町、中野字西原、同字高松、同字資田及び港一丁目の各一部

多賀城市

中野字上小袋田、同字沼頭及び同字沼向の全部
 八幡一丁目及び八幡字一本柳の各一部

(二) その他の施設

(1) ポンプ施設（雨水）

仙台市宮城野区 蒲生字町の一部
 貯留施設

仙台市宮城野区 蒲生字町の一部

2 廃止しようとする土地の区域

(一) 排水区域

(1) 汚水

仙台市泉区
 大沢一丁目、大沢二丁目、大沢三丁目及び明石南六丁目の各一部
 仙台市宮城野区
 町前一丁目及び宮内一丁目の全部

蒲生字北中河原、同字北下河原、同字町及び中野字高松の各一部
 多賀城市
 中野字上小袋田、同字沼頭及び同字沼向の全部

富谷町
 上桜木一丁目、上桜木二丁目、明石字上桜ノ木、明石台四丁目、成田六丁目、成田七丁目及び成田九丁目の各一部

(2) 雨水

仙台市宮城野区
 町前一丁目及び宮内一丁目の全部
 蒲生字北中河原、同字北下河原、同字町及び中野字高松の各一部

多賀城市

(二) その他の施設

(1) ポンプ施設（雨水）

仙台市宮城野区 蒲生字町の一部
 三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、仙台市役所（都市整備局計画部都市計画課）、多賀城市役所（建設部都市計画課）及び富谷町役場（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十六年六月二十七日から七月十一日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いわぬま矯正歯科クリニックス	岩沼市たけくま一丁目一	平成二十六年六月一日
仙台調剤薬局気仙沼店	気仙沼市松崎菅百二十一	平成二十六年六月一日
あいあい薬局	岩沼市中央二丁目四一三	平成二十六年六月一日
仙台調剤薬局大崎店	大崎市古川西館三丁目二十九	平成二十六年六月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があつたので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名称	所在地
変更前	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三十一
変更後	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八―一
変更前	吉岡QQクリニック	大和町吉岡字天皇寺百八十三―七
変更後	吉岡QQクリニック	大和町吉岡字高田東十一
変更前	有限会社うたつ葉局	本吉郡南三陸町歌津字柗沢六十六―一
変更後	有限会社うたつ葉局	宮城郡利府町加瀬字石切場

○県営名取地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営名取地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十六年六月二十七日から平成二十六年七月二十八日まで

三 縦覧場所

名取市役所、仙台市太白区役所及び岩沼市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十六年七月二十八日

2 提出方法 宮城県仙台地方振興事務所長あて提出してください。

送付先 〒九八一―八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四―十七
 電子メールアドレス sdsgrnks@prelimiyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りませす。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、名取市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市高館吉田字前沖百七番一及び百七番二並びに百八番二及び百三十番二の各一部

東京都豊島区東池袋三丁目二十番三号

株式会社西洋ハウジング

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

亶理郡亶理町字江下三番三、三番四、三番五、四番、六番、七番、八番、九番一、九番二、十六番五、十六番六、十八番、十九番、二十一番、二十八番、二十九番、三十番、三十一番、三十三番一、四十一番、四十二番、四十三番一、四十三番二、四十四番、四十五番、五十二番、五十三番、五十四番、五十五番、五十六番、六十五番、六十七番、六十八番、六十九番、七十八番、七十九番二、八十番、九十一番三、九十二番、九十三番、

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

- 百番、百一番、百二番二、百十四番、百二十五番二、百三十四番二、百四十七番二、百五十六番二、百六十九番一の一部、百六十九番二の一部、百七十番二の一部、百七十番三の一部、百七十番五の一部、百二十二番二、百二十三番二、百二十四番、百二十五番、百二十六番、百二十七番、百二十八番、百二十九番、百三十番、百三十一番、百三十二番、百三十三番及び百三十四番並びに同町字狐塚百三十九番、百四十番、百五十一番、百五十二番、百五十三番一、百五十三番二、百五十三番三、百五十四番一、百五十四番二、百六十一番一、百六十一番二、百六十二番一、百六十二番二、百六十三番、百六十四番、百七十五番、百七十六番一、百七十六番二、百七十七番一、百七十七番二、百七十八番一、百七十八番二、百八十一番、百八十二番、百八十三番、百八十四番、百八十五番、百八十六番及び百八十七番

巨理町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 プリント貸借 八〇式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十六年十月一日から平成三十一年九月三十日まで
- 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。第二十条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二十条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)

の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一三三三五)へ平成二十六年七月二十二日(火)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二二二一七七一、内線二二三二)

2 入札説明書等の交付期限

平成二十六年七月四日(金)午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年七月二十二日(水)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十六年八月七日(木)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あてて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年八月八日(金)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室
四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 6, 2014, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of printer (PR25) - 80 set

3 Date and Place of Bid Selection : 202 conference room, Miyagi Prefectural Police

Headquarters August 8, 2014, 10 : 00 am.

4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

監査委員

○宮城県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成26年6月27日

宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

第1 請求のあった日

平成26年4月22日

第2 請求人

仙台市青葉区中央4-3-28朝市ビル3階
仙台市民オンズマン代表
野 呂 圭

第3 措置請求の内容

できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

宮城県知事は、別紙の第1項及び第2項の宮城県議会議員の派遣について、一切の公金を支出してはならない、との措置を求める。

2 請求の理由

(1) 当事者
① 請求人は、国および地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動等を行うことを目的とする権利能力なき集団である。

② 別紙の第1項及び第2項において派遣されようとしている議員は、いずれも宮城県議会議員である。別紙第1項記載の議員は自由民主党・県民会議、第2項記載の議員は、みんなの党・無所属の会に属している。

(2) 宮城県議会における議員派遣の決定

宮城県議会は、平成26年3月20日、別紙の第1項及び第2項の議員派遣を決定した。

(3) 地方自治法第100条第13項の意味内容、議会の裁量

① 地方自治法第100条第13項
地方自治法第100条第13項は、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めている。

② 議員派遣の要件

上記のとおり、議員の派遣は、議会が決定できるものとされているが、これは議会に自由裁量を認めたものではない。「議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため」でありさえすれば自由に派遣できるのではない。「その他議会において必要があると認めるとき」とされていることからすれば、あくまで「議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関して具体的に調査の必要性がある場合」及び「これらに準じる事項について具体的に必要性がある場合」に限られる。ただその「必要性」の判断に当たっては議会に一定の裁量権が与えられていると考えられる。従って派遣の目的、場所、期間等に照らして「必要性が乏しい場合」には裁量権を逸脱するものとして違法となる。

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」としている。このことからすれば、経費の支出を伴う議員の派遣については、「必要性」の判断に当たって「経費に見合った効果が見込める場合」か否かが検討されねばならない。もちろん「経費に見合った効果が見込める場合」であるかどうかにしても議会に一定の裁量権が認められるが、派遣の目的、場所、期間等に照らして「経費に見合った効果が見込めない場合」には、裁量権を逸脱するものとして違法となる。

③ 議会の自律性

議会の裁量権行使の適否の判断に当たっては、一般的には議会の自律性の観点からある程度穏やかに判断すべきとされている。しかしこと議員の派遣についてはそのような考えをとるべきではない。何故なら議員の派遣は、同僚である議員についての議会の判断であるから、常に「お手盛り」の危険が存在する。この「お手盛り」の危険を避けるためには、「必要性」[費用対効果]について厳格な判断がなされなければならない。

この点を穏やかに判断したのでは、県民の税金の浪費を許し、ひいては地方議会に対する市民の信頼を失わせ、県民の納税意欲や勤労意欲にすら影響を与えかねない。さらに言えば、県民の代表である議員がお手盛りで税金を浪費するとなれば、当該自治体の議員の見識の低

さ、ひいては自治体全体の見識の低さが疑われることすら危惧される。

④ 海外視察に関する裁量の幅

宮城県議会規則第130条は「地方自治法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と規定する。海外視察は派遣先が海外であるから、国内で議員を派遣する場合と異なり、著しく多額の費用支出を伴う。従って「必要性」「費用対効果」について、国内で議員を派遣する場合に比して、格段に厳格な判断がなされなければならない。

宮城県議会議員の海外視察に関する取扱要領第2では、「議会は、議員を海外に派遣するときは、あらかじめ定める予算の範囲内において行うことができる。」とされており、平成18年10月2日付の議員海外調査費について（通知）によれば、海外視察は、任期中に2回まで、合計で90万円の支給を認めている。これは議員に任期中2回、90万円の費用支出を伴った海外視察をし得る特権を与えたものではない。その趣旨は、法第100条第13項及び規則第130条によれば議員派遣の費用や回数に制限が設けられていないところ、海外への議員派遣については高額になりがちなので上限を設けて制限するところにある。従って上限まで無条件に支出しうるものでないのは当然であるが、むしろ上限に近い費用を要するとされる議員派遣については、その「必要性」「費用対効果」について厳格な上にも厳格な判断がなされなければならないことを意味する。

⑤ 具体的に審査すべき内容

当該議員の目的が重要であるか、視察先の選定が適切な過程を経てなされているか、視察先の選定が目的に照らし適切か、視察先での視察内容及び視察する時間が視察目的と照らして適切か、全行程の中で視察にあてられる時間、予想される報告内容、目的と実態が異なっていないか、宿泊施設、利用する交通機関等に不相应に過大な費用支出がないかなどを厳密に審査すべきである。

そして、上記内容に疑問点があれば、当該議員に対し聴き取り調査を行うなど適切な方法を執るべきである。

⑥ 被災自治体であることの特長性について

イ 上記において、海外視察の支出の審査について述べたが、宮城県議会の場合、議員派遣の「必要性」「費用対効果」を判断するに当たっては、宮城県が東日本大震災の被災県であって、いまだ復興途上にあることが十分に考慮されねばならない。

ロ 未曾有の被害をもたらした2011年3月11日の東日本大震災から3年が経過した。避難生活を送っている人は、今なお26万7,419人（2月13日現在）、宮城県だけでも9万人を超えている。

仮設住宅での生活を余儀なくされている入居者もまだ10万2650人（8県で4万6,275戸）と10万人を超え、住まいの復興は遅れている。

産業の復旧・復興状況を見ると、大震災の前の水準を回復している割合の高い業種は、建設業（66%）、運輸送業（42.3%）に集中し、東北の地場産業である水産・食品加工業（14%）や卸小売り・サービス業（30.6%）の回復はまだ進んでいない。また、被災自治体全体で、事業所の減少や人口流出などにも直面し、今後の生活のメドが立っていない被災者も少なくない。

ハ 宮城県の「東日本大震災の発生から3年～宮城県の現状・課題、取組について（宮城県）」では被災自治体として宮城県が直面している課題について次のように報告している。

『1』 住まいの確保（仮設住宅、災害公営住宅）

平成26年2月末現在、約3万7千戸の応急仮設住宅（民間賃貸借上住宅等を含む）に約8万7千の方が入居を余儀なくされていることから、災害公営住宅の整備が喫緊の課題となっています。しかし、災害公営住宅の完成は2月末現在で約1万5千戸の計画戸数中、330戸と約2%にとどまっています。住環境の改善が進まないことが、被災者が復興を実感しにくい要因の一つと考えられることから、早期の完成に向けて取り組んでいます。一方、自力で住宅を再建できない方は、仮設住宅等での生活が長期化してしまうといった問題も懸念されています。

(2) 被災者の心身のケア

仮設住宅等における、不安定で不自由な生活の長期化に伴い、生活不活発病の増加や高齢者の要介護度の悪化等に加えて、うつ病やアルコール依存症の増加といった被災者の心の問題の深刻化がみられます。このため、高齢者等を見守る「サポートセンター」の強化を図るとともに、被災者の心のケアの活動拠点となる「心のケアセンター」を設置して対応しています。また、被災した子どもたちの多くに、つらい震災経験等に起因するストレスによる、精神的変調や問題行動の増加が懸念されており、きめ細かい支援を継続的に行う必要があります。

(3) 県外避難者への対応

現在、全都道府県に約8千人の被災者を受け入れていただき、様々なご支援をいただいています。

堺 城 県 公 報

2. 復興まちづくり

かつてない規模で展開される市街地や集落の再建を同時並行して進めなければならぬものの、復興まちづくり事業に従事する職員の不足をはじめ、資材や人件費の高騰、事業用地の確保や関係者間の合意形成の遅れ等が事業の進捗に影響を及ぼしています。平成26年2月末現在、防災集団移転促進事業により住宅建設可能となった地区は194地区中9地区(約5%)、また、被災市街地土地区画整理事業による工事着手地区は34地区中11地区(約32%)の進捗にとどまっております。事業の加速化を図らなければなりません。

3. 保健、医療、福祉

全県的に見ると、被災した医療機関や社会福祉施設の復旧は進んでいるものの、震災前から医師等が特に不足していた沿岸部における医療機関(無床診療所や歯科診療所を含む)の再開率は、石巻地域で約89%、気仙沼地域で約73%にとどまっています(平成25年9月現在)。このため、引き続き施設の復旧を進め、将来に向けて必要な地域医療を担う医師などの安定的な確保に努めるとともに、高齢者や障がいのある人も地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉分野の連携による地域包括ケア体制の確立・充実を図る必要があります。

4. 雇用の確保

被災者が安定的な生活を営むためには、雇用の確保が喫緊かつ重要な課題です。雇用情勢を見ると、平成26年1月の有効求人倍率は県全体で1.31倍と、復興需要などにより震災直後と比較して大幅に改善していますが、希望する職種や賃金等のミスマッチにより、求人・求職者のバランスに差が見られます。また、復興需要が落ち着いた後の雇用機会の縮小が懸念されています。

5. 地域産業の再生

(1) 第1次産業の早期復興

本県の基幹産業の一つである水産業の壊滅的被害をはじめ、第1次産業の被害も甚大でした。平成26年2月末現在、農地については除塩などにより約68%の復旧工事が完了していますが、高齢化等による従事者の大幅な減少が見込まれており、農地の面的集約や経営の大規模化による競争力のある経営体の育成等が急務となっています。

水産業については、漁港の本復旧工事が進み、また、主要魚市場の水揚げ量も回復しつつありますが、冷凍冷蔵施設や水産加工施設等の受入機能の復旧に遅

れが見られるほか、震災により失った販路の回復等が課題となっています。

(2) 被災事業者の事業再開

平成26年1月末現在、中小企業等グループ補助金の交付を受けた事業者のうち、復旧が完了した事業者は約65%にとどまっています。資材の高騰による施設設備の再建工事の遅れや取引先の喪失による受注の減少、更にはスキルを持った従業員の転出など、時間の経過に伴い、地域の産業再生を図っていく上での様々な課題が顕在化していることから、これらの課題の解消に向け、県内企業の生産水準の回復に全力を挙げて取り組んでいます。

6. インフラの復旧

道路等のインフラについては概ね復旧が完了し、空港・港湾の利用状況も震災前の水準を回復しつつあります。その一方で鉄道については、一部区間で今なお運体を余儀なくされており、復旧の遅れが人口流出に影響する恐れがあることから、内陸へのルート変更などの津波対策を踏まえ、復興まちづくりと一体となった再整備を迅速に進める必要があります。』

二 議会が今議員を派遣すべき場所は、今なお悲惨な現状にあるこれらの地域である。議会が今審査すべき議案はこれらの課題についての議案である。議会が今調査すべき宮城県の事務はこれらの課題への取組状況であり、上記の課題に対して具体的な必要性がなければ、そもそも不必要な調査であると推定されるべきである。

⑦ 今般の議員派遣について
上記基準に従う限り、別紙第1項及び第2項の議員派遣について、宮城県が支出をすることとは、地方自治法第100条第3項に違反する。

以下、具体的に述べる。

(4) ベトナム社会主義共和国への企業進出推進等に関する調査(別紙第1項)について

① 視察の目的

イ 本視察の目的は、「ベトナム社会主義共和国における本県企業の進出実態、現地地方政府による企業進出奨励策、工業団地・新市街地形成状況、第一次産業の実態に関する調査」とされている。

ロ しかし、前述したとおり、宮城県は、「中小企業等グループ補助金の交付を受けた事業者のうち、復旧が完了した事業者は約65%にとどまっています。資材の高騰による施設設備の再建工事の遅れや取引先の喪失による受注の減少、更にはスキルを持った従業員の転出など、時間の経過に伴い、地域の産業再生を図っていく上での様々な課題が顕在化して

いることから、これらの課題の解消に向け、県内企業の生産水準の回復に全力を挙げて取り組んでいます」とされているように、被災事業者は震災からの復旧すらおぼつかない状況なのである。「希望する職種や賃金等のミスマッチにより、求人・求職者のバランスに差が見られます。また、復興需要が落ち着いた後の雇用機会の縮小が懸念されています」というように雇用情勢も厳しいのである。そのような時に「ベトナム社会主義共和国における本県企業の進出実態、現地地方政府による企業進出奨励策、工業団地・新市街地形成状況」など調査する必要はさらさらない。

また、発展途上国であり、高齢化もしていない「ベトナムの第一次産業の実態に関する調査」などする必要はない。

ハ このように、本件の調査目的は、そもそも現在の県政にとって、全く重要でないものである。

② 視察先での視察内容及び視察時間

イ 今回の視察では、視察先施設が特定されているものについて、その訪問時間は1時間から1時間半である。

しかし、現地の視察先とのやりとりは通訳を介してなされるところ、通訳を介するとコミュニケーションをとるのに倍以上の時間がかかる。挨拶にかかる時間も考慮すると、実質コミュニケーションをとれるのは30分～45分程度である。この時間設定が適切なものであるか、疑問である。

ロ 5月8日の午後に予定されている訪問先「市内商業街区」は、場所が特定されていないにもかかわらず、3時間の時間設定がなされている。これは、付近の観光にあてられる可能性が非常に高く、精査の必要性が非常に高い。

③ 宿泊施設、交通機関等に不相应に過大な支出がないか

日本からの往復に使用される飛行機はビジネスクラスであるほか、宿泊施設は、「シエラトン・サイゴン」であり、現地の高級ホテルである。かかる出費は不相当に過大である。

④ まとめ

以上のとおり、別紙第1項のベトナム視察への公金支出は、その必要性がなく、また支出される費用も過大であるので、派遣の目的、場所、期間等に照らして「経費に見合った効果が見込めない場合」といえ、地方自治法第100条第13項に違反する。

(5) フランス・ドイツにおける経済政策、エネルギー政策、観光政策等に関する調査（別紙第2項）について

① 視察の目的

イ 本件議員派遣の目的は、「フランス・ドイツにおける中小企業の振興施策、原発と再生可能エネルギー対応、インバウンド対策、農業振興策、観光政策等に関する調査」とされている。

ロ しかし、「フランス・ドイツにおける中小企業の振興施策の調査」は、「資料の高騰による施設設備の再建工事の遅れや取引先の喪失による受注の減少、更にはスキルを持った従業員の出欠など、時間の経過に伴い、地域の産業再生を図っていく上での様々な課題が」解消する目処が立った後で考えるべきことであって今調査する必要などない。

「原発と再生可能エネルギー対応の調査、観光政策等に関する調査」も結構だが、約3万7千戸の応急仮設住宅（民間賃貸借上住宅等を含む）に約8万7千人の方が入居を余儀なくされている」「災害公営住宅の完成は2月末現在で約1万5千戸の計画戸数中、330戸と約2%にとどまっている」現状の改善に目処がついた後の話であろう。

ハ このように、本件の調査目的は、そもそも現在の県政にとって、全く重要でないものである。

② 視察先の選定過程及び視察先の選定

視察先の選定過程においてどのような議論を踏まえたのか全く明らかでない。また、視察先はドイツ及びフランスという、大国であり、一つ一つの国に視察すべきところが多くあるにもかかわらずなぜわざわざ2国を選定しているのか理解に苦しむ。行程では移動時間に大きな時間を取られており、無駄が多い。

③ 視察先での視察内容及び視察時間

イ 3日目

J N T O フランスが視察先としてあげられているが、1時間程度の時間しか無いこと、電話や書面などでの問い合わせで十分足りると思われる。

午後は、カールスルーエ市の視察が予定されているが、「エネルギーの丘」の他は場所が具体的に設定されていないため、具体的に何を視察するのか全く不明である。単なる観光に終わる可能性が非常に高い。

ロ 4日目

視察先に在ドイツ日本国大使館が上げられているが、J N T O フランスにおいて述べたのと同様、電話や書面などでの問い合わせで十分足りると思われる、貴重な時間をここでつぶす必要性は全くない。観光をカムフラージュするための「ためにする視察」である可能性が非常に高い。

午後のJ E T R O ベルリンも、J N T O フランスで述べたのと同様、わざわざ訪

報 告 書

問しなければならぬ必要性が明らかでない。
 ハ 5日目
 訪問先はJETROパリ、ユネスコ日本政府代表部、在仏日本大使館である。これらの施設をわざわざ訪問する必要性に乏しい。

ニ 6日目
 ランジス国際市場を訪問するとあるが、具体的にどこで何を視察するのか明らかでない。単なる観光に終わる可能性が非常に高い。

JNTOPARI, CLAIRPARIをわざわざ訪問する必要性がないことはすでに述べたとおりである。

ホ 7日目
 リヨンスアートコミュニケーションを一日かけて視察するとあるが、その視察先、視察内容は明らかでない。単に、フランス第2の都市を観光するだけに終わる可能性が非常に高い。

へ 企画書では、フランスが原子力の割合が1番多いことに言及し、あたかも原発関連の調査をするようであるが、視察先からはその具体的内容は全く見えない。その他、企画書で掲げられる調査事項があまりに抽象的で、視察先において何を視察するつもりなのか具体的な関連性が明らかでない。

④ 全行程の中で視察にあてられる時間
 ドイツからフランスへの移動に大きな時間がとられ、無駄が多いことは先に述べた。

⑤ 宿泊施設、交通機関等に不相当に過大な支出がないか
 日本からの往復に使用される飛行機はビジネスクラスであるほか、宿泊施設は、「ウエストインクランド・フランクフルト」「ル・メリディアン・エトワール」「シェラトン・フランクフルト・エアポート」であり、現地の高級ホテルである。また、使用する列車は1等席とされている。かかる出費は不相当に過大であることは明らかである。

「仮設住宅等における、不安定で不自由な生活の長期化に伴い、生活不活発病の増加や高齢者の要介護度の悪化等に加えて、うつ病やアルコール依存症の増加といった被災者の心の問題の深刻化がみられます」と指摘されるとおり、今、宮城県の住民は、非常に厳しい状況に置かれている者も多い。そのような中、ドイツ・フランスに行つて、一泊5万3000円のル・メリディアン・エトワールホテルに泊まる必要性が一体どこにあるというのであろう。仮設住宅で長期間に渡つて不自由な思いをし体を壊している者すらいる被災者のことを考えれば一泊5万3000円のホテル宿泊など言語道断と言ふべきである。

⑥ まとめ

以上のとおり、本調査は、その必要性がなく、また支出される費用も過大であるので、派遣の目的、場所、期間等に照らして「経費に見合った効果が見込めない場合」といえ、別紙第2項のドイツ・フランスへの視察への公金支出は、地方自治法第100条第13項に違反する。

(6) 議員派遣決定に当たり、宮城県議会は何ら審査をしていない。

今般の議員派遣に当たり、宮城県議会は内容について審査をした資料は公開されていない。従つて、何ら審査をせず、議員派遣を決定したものであると思われる。宮城県議会に関する対応がここまでずさんなものであることからすれば、地方自治法第100条第13項違反が推定されるというべきである。

(7) すでに実施済みの調査の内容からしても、今回の調査の違法性は大いに疑われる。

① 宮城県議会は、平成26年2月18日、以下の議員派遣を決定した。

記

名称 ニューゼーランドにおける大震災対策・エネルギー対策・環境保護対策等に関する調査

期間 平成26年3月25日～3月31日(7日間)

場所 ニューゼーランド

議員 渡辺和喜、佐々木征治、池田憲彦、石川光次郎、只野九十九

費用 360万円(当初受領額450万円、90万円返納)

② 本件議員派遣に対して、平成26年3月6日、4人の議員に対し合計360万円を宮城県から支出済みである。これは視察に対して支払われる最高額である。

その一人あたりの支出内容は、航空賃700,340円、現地交通費173,000円、国内交通費32,840円、宿泊料・雑費が100,000円、旅行雑費が8,860円とされており、ここから115,040円を調整額として減額して支出されている。

③ 本調査団は、日本とニューゼーランドへの往復移動はビジネスクラスを利用していった。

また、この調査団の調査先は、クライストチャーチ市、ワウントゥック、デカボ湖、ロトルア、オークランド、ワイヘキ島などであるが、これらは一般に観光地として有名な場所であり、行程表をみても具体的に何を視察して来たのか全く明らかでなく、単なる観光である可能性が非常に高い。

これに関しては、別途支出した費用の返還をもとめる監査請求をする予定であるが、かかる疑わしい視察について宮城県議会はほとんど無審査で派遣を決定している。

本件の別紙第1項及び第2項についても、ほとんどノーチェックで通していると思われる。

それだけでも違法が推定されると言うべきである。

(8) 結論

以上の通り、別紙第1項及び第2項記載の議員派遣は、いずれも地方自治法第100条第13項に違反するので、宮城県知事は、同議員派遣について、公金を一切支出してはならないとの措置をとるべきである。

別紙

1 名称：ベトナム社会主義共和国への企業進出推進等に関する調査

目的：ベトナム社会主義共和国における本県企業の進出実態、現地地方政府による企業進出奨励策、工業団地・新市街地形成状況、第一次産業の実態に関する調査

期間：平成26年5月5日～5月9日（5日間）

場所：ベトナム社会主義共和国

議員：今野隆吉、相沢光哉、高山和純、小野隆、長谷川洋一、本木忠一、外崎浩子、寺澤正志

議員派遣の決定日：平成26年3月20日

2 名称：フランス・ドイツにおける経済政策、エネルギー政策、観光政策等に関する調査

目的：フランス・ドイツにおける中小企業の振興施策、原発と再生可能エネルギー対応、イノベーション対策、農業振興策等に関する調査

期間：平成26年5月25日～6月2日（9日間）

場所：フランス共和国、ドイツ連邦共和国

議員：渡辺忠悦、堀内周光、境恒春

議員派遣の決定日：平成26年3月20日

第4 請求の受理

本件監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項で定める要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第5 監査の実施

1 監査委員の除斥等

安部孝委員及びゆさみゆき委員は、一身上の都合により本件監査を回避することとした。

2 監査の対象事項

法第100条第13項の規定に基づく議員派遣のうち、「ベトナム社会主義共和国への企業進出推進等に関する調査」及び「フランス・ドイツにおける経済政策、エネルギー政策、観光政策等に関する調査」に係る旅費が違法な公金の支出であるか否かとした。

3 監査の対象箇所

監査の対象箇所は、議会事務局とした。

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定による請求人の証拠の提出及び陳述は、辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

第6 監査の結果

書類調査及び議会事務局職員からの聞き取りにより次のことを確認した。

1 法第100条第13項に基づく議員派遣について

(1) 議員派遣の制度について

法第100条第13項は「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる」と定めており、宮城県議会会議規則第130条第1項では「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する」、第2項は「前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない」としている。

(2) 海外行政視察の申出について

平成26年3月14日付けの、目的「県内産業政策と企業の海外進出推進に資するため」、視察地「ベトナム社会主義共和国」、期間「平成26年5月5日から平成26年5月9日まで（5日間）」等を内容とする海外行政視察申出書が宮城県議会議長（以下「議長」という。）あて提出された。

また、平成26年3月17日付けの、目的「宮城県の経済政策、エネルギー政策、観光政策、農業政策の効率的な推進に資するため」、視察地「フランス共和国、ドイツ連邦共和国」、期間「平成26年5月25日から平成26年6月2日まで（9日間）」等を内容とする海外行政視察申出書が議長あて提出された。

(3) 議員派遣の決定について

議長は、調査の目的及び内容の適正性及び必要性を確認し、「宮城県議会議員の海外視察に関する取扱要領」の派遣基準に基づき、当該2件の海外行政視察申出書を平成26年3月19日議会運営委員会に付し、同年2月18日に招集された第346回宮城県議会（平成26年2月定例会）において、同年3月20日に、「ベトナム社会主義共和国への企業進出推進等に関する調査」及び「フランス・ドイツにおける経済政策、エネルギー政策、観光政策等に関する調査」の議員派遣が議決され、派遣が決定された。

2 「ベトナム社会主義共和国への企業進出推進等に関する調査」について

報 告 書

「ベトナム社会主義共和国への企業進出推進等に関する調査」に係る旅費は、平成26年4月8日「外国旅行命令（依頼）票（特例計算用）」として起案され、同月21日に「議員派遣取消申出書」提出議員を除く各派遣予定議員に支給された。

なお、本調査に係る議決後の一連の経緯は、次のとおりであった。

平成26年4月8日 「外国旅行命令（依頼）票（特例計算用）」8名分、3,935,664円起案

4月10日 「支出負担行為兼旅費支出命令決議書」8名分、3,935,664円起案（支払

予定日：平成26年4月21日）

4月15日 派遣決定議員のうち1名から「関係諸団体総会出席のため」として「議

員派遣取消申出書」が議長あてに提出された。

4月21日 旅費支給（7名分）

4月24日 「議員派遣取消申出書」提出議員の「外国旅行命令（依頼）票（特例計

算用）」1名分取消し

3 「フランス・ドイツにおける経済政策、エネルギー政策、観光政策等に関する調査」について派遣決定までの経緯は、第6-1のとおりであるが、派遣決定された議員のうち1名から体調不良を取消理由とする「議員派遣取消申出書」が平成26年4月15日付けで議長あてに提出された。

このことにより、本件海外派遣は、宮城県議会議員の海外視察に関する取扱要領第3（派遣基準）第1項第3号に定める基準「議員3人以上の企画による視察」を満たさなくなったため、平成26年4月21日議会運営委員会において議員派遣の取消しが承認され、平成26年5月21日第347回宮城県議会（平成26年5月臨時会）に報告されたことから、公金の支出はされないこととなった。

第7 結論

請求人の措置請求は、「ベトナム社会主義共和国への企業進出推進等に関する調査」及び「フランス・ドイツにおける経済政策、エネルギー政策、観光政策等に関する調査」に係る議員派遣について公金を一切支出してはならないとするものである。当該行為を事前に防止するという必要な措置については、「ベトナム社会主義共和国への企業進出推進等に関する調査」は支出済みであるものについての支出差止請求であり、また、「フランス・ドイツにおける経済政策、エネルギー政策、観光政策等に関する調査」は公金の支出がないことから、いずれについても請求に理由がないので、これを却下する。

○宮城県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第

4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成26年6月27日

宮城県監査委員 安 部 孝

宮城県監査委員 ゆ さ み ゆ き

宮城県監査委員 遊 佐 勘 左 衛 門

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

第1 請求のあった日

平成26年4月14日

第2 請求人

A

第3 措置請求の内容

できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

平成18年1月28日、亡Bに対し誤った方法で猿ぐつわをしたために亡Bが気道閉塞のため窒息して心肺停止となり、無酸素性脳症による四肢全廃（痙性四肢麻痺）の状態になった事件（以下、「本事件」という。）について、宮城県は、裁判でその責任を問われ、本事件の判決に基づき、平成25年6月21日及び同月28日、合計金163,649,700円を支払った。

宮城県知事は、当該賠償金について、本事件現場に臨場し誤った方法で猿ぐつわをした警察官5名及び本事件を過失傷害事件として捜査せず、事件を隠蔽した宮城県警の当時の責任者（捜査担当課長、警察署長、その他の宮城県警本部の関係者）に対し、国家賠償法第1条第2項に基づき、宮城県が支払った金額の全部又は一部の求償をせよ。

2 はじめに

(1)イ 請求人の長男・亡Bは、平成18年1月24日ころから体調不良や情緒不安定なところがあるとの理由で会社を休んでいたが、同月28日、差し歯を抜き取って飲み込むなどの異常な行動をとるようになり、同日午後1時40分ころ、亡Bが身体を硬直させ、口から舌を出すなどの異常行動をとるようになったので、家族が救急車を呼んだ。

ところが、救急隊員は自傷他害の恐れがあると判断し、病院への搬送を中止し、石巻警察署に通報し、臨場した警察官は亡Bの口にタオルを入れて猿ぐつわをしたために亡Bは気道閉塞のため窒息して心肺停止となり、無酸素性脳症による四肢全廃（痙性四肢麻痺）の状態になった。そして自宅療養中、平成23年3月11日の東日本大震災の津波で溺死した。

亡Bの成年後見人である請求人が原告となって、宮城県と石巻地区広域行政事務組合を相

手方として提起した国家賠償訴訟において、仙台地方裁判所は平成22年11月9日、原告の請求を棄却した。

しかし控訴審は、通報を受けて臨場した警察官が亡Bの口にタオルを入れ、猿ぐつわをしたことを認め、一審判決を変更し、宮城県に約1億1,972万円の賠償を命じる判決を下し、宮城県の上告・上告受理申立も退けられ、控訴審判決は確定した。

(2) しかるに、この判決を受けて、宮城県警察本部長が県本部各部課長、県下各警察署長宛に出した通達は「平成18年1月28日、救急隊員から自傷他害のおそれがあるとの通報を受けて臨場した警察官が、暴れている被保護者に咬舌防止の保護措置をしたところ、既に口腔内に入っていたタオルで気道が閉塞して心肺停止状態となり、被保護者が無酸素性脳症による四肢全廃の状態となった保護事案に係る国家賠償請求事件について、先般、敗訴が決定した」となっていた。

最高裁判決によって確定した仙台高裁判決を無視した通達に憤激した請求人は、代理人を通して、宮城県警に対し、「遺族に支払われた賠償金は県民の税金である。県民の税金で後始末をするのであれば、仙台高裁の判決内容に従い、そこから教訓を読み取り、再発防止につなげる必要がある。猿ぐつわをする時には、口の中にタオル等を入れないようにすることを徹底することが必要である。仙台高裁の判決内容に従って、口の中にタオル等を入れた猿ぐつわは絶対にしてはならないとの通達を改めて出して欲しい」と求めたが拒否された。

県民の税金で後始末するなら失敗から教訓を得て再発防止につなげる必要がある。失敗から学ばず、再発防止につながらないのであれば、亡Bを窒息させた個人が自らの責任で後始末する必要はある。

(3) 本事件は、警察官による過失傷害罪を構成するものであり、刑事事件として速やかに真相解明がなされるべき事件であった。しかし、後述するように宮城県警は組織ぐるみでこれを隠蔽した。その結果、真相解明が大きく遅れ、その結果、宮城県は民事訴訟において4,000万円以上の遅延損害金を支払うこととなった。

かかる宮城県警による組織ぐるみの故意の隠蔽行為により、上記のとおり本来負担しなくてよい多額の遅延損害金を支払うこととなったのであるから、その責任を明らかにした上、違法な隠蔽行為をした者たちに対し、適切に求償する必要がある。

よって本請求に及んだ次第である。

3 請求の理由

(1) 当事者

イ 請求人

請求人は、本事件により無酸素性脳症による四肢全廃（痙性四肢麻痺）の状態になり、東日本大震災で死亡した亡Bの父である。

ロ 本事件現場に臨場した警察官

以下の宮城県石巻警察署警察官は、後述するように、本事件において、現場に臨場し、亡Bに対し誤った方法で猿ぐつわをした（以下、まとめるときは「警察官5名」という。）。

- ① 巡査部長 C
- ② 巡査長 D
- ③ 巡査 E
- ④ 巡査 F
- ⑤ 巡査 G

ハ 本事件に関する意思決定についての宮城県警の責任者

本事件当時の宮城県石巻警察署及び宮城県警本部において、本事件を隠蔽すると決定した者は、現時点ではその具体的個人は明らかではない。

しかし、本事件の隠蔽には、①本事件の捜査責任者（担当課長）、②当時の石巻警察署署長、③本件について相談を受けた宮城県警本部の責任者が存在するものと思われる。

(2) 本事件について裁判で認定された事実

イ 本事件に関する裁判の経緯

本事件については、後述するように宮城県警は本事件を隠蔽し、亡Bを無酸素脳症による四肢全廃にした責任が誰にあるのか真相を解明しなかった。

そこで、亡Bは、平成20年6月11日付で民事裁判を提起した。第1審の仙台地方裁判所判決（平成22年11月9日判決）は、宮城県の責任を簡単に否定した。しかし、控訴審である仙台高等裁判所判決（平成23年11月8日）は、詳細な事実認定を行った上宮城県の責任を認めた。その後、前述したとおり最高裁判所も宮城県の上告を却下し、上告受理申立も棄却して上記高裁判決を支持した。

本事件の真実は、上記仙台高裁の判決でおおむね明らかになっているので、以下、仙台高裁の裁判の判決内容を紹介する。

ロ 仙台高裁判決の内容

(イ) 事案の概要

本事件は、救急隊員から亡Bに自傷他害のおそれがあるとの通報を受けて臨場した警察官が、亡Bに自傷他害のおそれなかったにもかかわらず、亡Bの気道を閉塞するような猿ぐつわをしたなどの過失により、また、救急隊員が、警察官が誤った方法により猿ぐつ

報 告 書

わをしているのを黙認したなどの過失により、亡Bが気道閉塞のため窒息して心肺停止となり、無酸素性脳症による四肢全廢（痙性四肢麻痺）の状態になった事件である。なお、そして、本事件裁判中、東日本大震災が発生し、上記四肢全廢であった亡Bは、逃げる事ができず溺死することとなった。

(ロ) 前提事実

平成18年1月24日からBは体調不良等で会社を休んでいた。

平成18年1月28日午後1時40分ごろ、Bは体を硬直させ、口から舌を出した。

同日午後2時6分ごろ、Bの母が救急車を要請。

午後2時14分ごろ、矢本消防署救急隊が到着。

午後2時33分ごろ、東松島消防本部は、石巻署に対してB方へ警察官の臨場を要請。

午後2時38分ごろ、石巻警察署は、上記臨場要請を承認。

午後2時40分ごろ、石巻警察署が、Bの母から聴取。

午後3時35分ごろ、石巻警察署の警察官5名がB方に到着。

Bは、警察官が臨場する前は、激しく暴れる状態になかったが、警察官がBを取り押さえてからは、警察官であっても取り押さえるのに苦労するほど暴れ方がはげしくなった。

C巡査部長が、手錠の使用を申し入れ、Bの父がこれを了承したことから、Bに後ろ手錠をした。

D巡査長及びG巡査は、C巡査部長の指示によりBに対して、咬舌防止のための措置として、Bの母親が用意した本事件風呂敷を用いて本件狼ぐつわをした。

狼ぐつわをした後に、警察官がH隊員にBの呼吸状況の確認を求めたところ、H隊員は、Bの鼻腔が塞がれておらず、頬部も上下していたことから、呼吸が確保できていると説明した。

警察官は、Bを布団の上のせ、車内に搬送する準備をした。

午後3時48分ごろ、Bを車内に収容したところで、Bは急におとなしくなった。呼吸をしていないことが判明した。

I隊長がBの狼ぐつわをはずしたところ、口の中から緑色タオルのほかに、本件ピンクタオルがでてきた。

Bは、心停止の状態であることが確認された。

救急隊員は、応急措置として人工呼吸と心臓マッサージを繰り返し、救急車に収容した。

真壁病院に到着する午後4時直前に心臓が動き出して呼吸も回復した。もっとも、意識

は回復しなかった。

真壁病院において、インフルエンザ脳炎の可能性があると診断された。

Bは、無酸素性脳症による四肢全廢となり、合併症として遅延性意識障害を発症した。

(イ) 本事件の争点

本事件の最大の争点は、狼ぐつわをした際の過失の有無であり、具体的には「亡Bの口から出たピンク色タオルが、誰によって入れられたものであるのか。」「狼ぐつわの方法に問題がなかったか。」であった。

(ニ) 争点についての裁判所の結論

上記争点について、控訴審の裁判所は、「警察官が亡Bの口の中に本件ピンク色タオルを入れたものと認めるのが相当である。」と認定した。また、「仮に亡Bの口の中にピンク色タオルを入れたのが警察官でなかったとしても・・・警察官は亡Bの口の中に本件ピンク色タオルが入っているのを認識したというべきである。」「それを認識しつつ前記態様の本件狼ぐつわをしたことには、過剰で危険な措置を行った過失があるといえる。」と結論づけた。

(ホ) 上記認定に到った過程

① 本事件については、誰がBの口の中から出てきたピンク色タオルを入れたかについて、直接的な証拠がない中、状況証拠に基づいて検討をし、「警察官の到着前に亡Bの口の中に本件ピンク色タオルが入っていたとは認めがたいから、亡Bの口の中に本件ピンク色タオルが入ったのは警察官の到着後である蓋然性が高いと言うべきである」とした。

② そして、警察官到着後、亡Bの口の中に本件ピンク色タオルを入れたのが誰かについて検討した上、「亡Bの口の中に入っていた本件ピンク色タオルは警察官により入れられたとみるのが自然であり、これを排斥するに足りる事情がない限り、そのように認定するのが相当というべきである。」と判断した。

その際、現場に臨場していた警察官Dの証言、陳述やCの捜査報告書の証言等について、「本件緑色タオルを亡Bの口元にかませ続けていたとのDの証言は、容易に信用できない。」「Cは・・・前記各証言は採用しがたい。」と、裁判所にその信用性を否定した。

③ 上記検討の結果、裁判所は、「警察官が亡Bの口の中に本件ピンク色タオルを入れたものと認めるのが相当である。」と結論づけた。

④ なお、判決は、さらに慎重に、「仮に亡Bの口の中にピンク色タオルを入れたのが警

察官でなかったとしても・・・警察官は亡Bの口の中に本件ピンク色タオルが入っているのを認識したというべきであるから、それを認識しつつ前記態様の本件猿ぐつわをしたことには、過剰で危険な措置を行った過失があるといえる。」とした。

(3) 本事件の損害賠償として宮城県が支払った金額及びその遅延損害金

イ 本事件で宮城県が支払った損害賠償額

宮城県は、本事件の最高裁の決定が平成25年4月9日にあり、控訴審判決が確定したことにより、以下のとおり損害賠償義務を負った。

- ・ J に対し金 59,863,842円
- ・ K に対し金 29,931,921円
- ・ L に対し金 29,931,921円

合計金119,727,684円 (①)

また、宮城県は、上記金員に対し、平成18年1月29日から年5分の遅延損害金の支払義務が生じた。

ロ 宮城県が支払った金額

上記の損害額に平成18年1月29日から年5分の遅延損害金加わったため、県が支払った金額は、以下のとおりとなった() () は支払日である。)

- ・ J に対し金 81,824,850円 (平成25年6月21日)
- ・ K に対し金 40,912,425円 (平成25年6月28日)
- ・ L に対し金 40,912,425円 (平成25年6月28日)

合計金163,649,700円 (②)

ハ 本事件では、宮城県警による本事件の隠蔽工作が行われ、真実を明らかにしなかったこともあり、訴訟では宮城県が全面的に争ったため、本事件発生から民事的解決まで7年以上の月日を要することになり、遅延損害金(①と②の差額)は、金43,922,016円になった。

(4) 本事件は、警察官5名の重過失により引き起こされたことについて

イ 本事件は、現場に臨場した警察官5名が、咬舌防止の保護措置をとるにあたっては、気道を閉塞することのないようにしなければならないという基本的な義務を怠り、全くでたらめな方法で猿ぐつわを行い、本件結果を発生させた。

従って、警察官5名には重過失があることが明らかである。

ロ よって、宮城県は、支払った損害賠償金について、上記警察官5名に対し、国家賠償法第1条第2項に基づいて、求償権を行使すべきである。

(5) 宮城県警が組織ぐるみで本事件の真実を隠蔽し、関係者の責任を追究しなかった結果、宮城

県が多額の遅延損害金の支払いを余儀なくされたことについて

イ 宮城県警による事実隠蔽の責任

(イ) 本事件で、亡Bは、警察官が入れたピンク色タオルのために心肺停止になり、無酸素性脳症による四肢全麻(強性四肢麻痺)の状態になった。本来であれば本事件は過失致傷事件として厳正に捜査の上、責任者の処分が行われなければならない。

しかし、警察官の行為によってかかる重大な結果を引き起こしたにもかかわらず、宮城県警は、故意に、ないしは重過失により、本事件の真相解明をせず、事件として送致もせず、真相を闇に葬ろうとした。

そして、このために、宮城県は、訴訟でも本事件について真実を認めようとせず、長期間にわたって争い、本来県が負担すべきであった損害である金119,727,684円(損害及び訴訟進行のための弁護士費用の合計)だけでなく、上記損害金に対する多額の遅延損害金(上記金員に対する平成18年1月29日から支払い済みまで年5%による利息、金43,922,016円)を負担させた。

(ロ) 宮城県がかかる多額の遅延損害金を負担することになったのは、宮城県警の故意の違法行為によるものであるから、宮城県は、国家賠償法第1条第2項に基づき、隠蔽行為をした警察官らに対し、遅延損害金の一部又は全部について求償権を行使すべきである。

(ハ) 以下、宮城県警による本事件の隠蔽行為について詳述する。

ロ 宮城県警による本事件の隠蔽行為
宮城県警は、本事件の捜査に当たり、現場に臨場した警察官5名の取り調べをあえて行わなかったが、事情聴取した資料を隠蔽した。このことは以下の事実から明らかである。

(イ) 宮城県警は、本事件の発覚当初から、関係者の供述に食い違いがあり、真実が不明確であることを認識し、不明確な事実を明確にするために、関係当事者から詳細に事情聴取をすべきことを認識していた。

(ロ) しかし、宮城県警は、関係者、とりわけ現場に臨場した警察官5名の事情聴取を行わず、その他の関係者からもさまざまな事情聴取しか行わなかった。

(ハ) 宮城県警は、本事件を過失致傷罪として認識していたにもかかわらず検察庁に送致せず、真相を闇に葬ろうとした。

以下、上記のことについて具体的に述べる。

ハ 宮城県警は、本事件の発覚当初から、関係者の供述に食い違いがあり、真実が不明確であることを認識し、不明確な事実を明確にするために、関係当事者から詳細に事情聴取をすべきことを認識していたことについて

(イ) 本事件は、平成18年1月28日の午後に発生した。
 (ロ) この日の午後4時30分以降、石巻警察署のM氏は、保護に関わった警察官、家族及び救急隊員から事情を聴取した上、現場再現の写真を撮った。

その際、「同日（平成18年1月28日）午後4時30分ごろ、真壁病院に臨場し、保護に関わった警察官や家族及び救急隊員から保護時の事情聴取した結果、警察官が自殺防止のために施した猿ぐつわを外す際に緑色のタオルと一緒に出てきたピンク色と白色のストライプの小さなタオル以外に原因として考えられるものは出てこなかった。しかし、このピンク色タオルを誰が入れたのかは分からず」と記載している。

そして、「①ピンク色タオルが使用された状況につき、原告の父（A）は、当初、同タオルを原告の口に当てていた旨説明するものの、他方、警察官らは、同人が到着した時点では、身内の者が、②緑色のタオルを原告の口に当てていた旨を説明した。」とある。

(ハ) 本事件は、捜査記録を見ても、本件がBを被害者とする過失傷害事件として捜査されていた。そして、本事件結果発生のも重要な事実について、真相が分からない状態であったことを宮城県警は認識していたことになる。

宮城県警は、本事件に事件性があること、真相について異なる供述があり、真実が不明確であることを認識していたのであるから、真相解明のために捜査をする義務があったことは明らかである。

(ニ) そして、本事件の捜査は、「上記のピンク色タオルは、いつ、誰が入れたのか」について最も重点をおいて捜査する必要があった。

すなわち、

①警察官臨場前、B氏に囁ませていたタオルの色について知る者について事情聴取を行い、詳細に事情を聴取すること

②警察官臨場時そして臨場後、誰がどのように猿ぐつわをしたのかについて詳細に知っている者に対して事情聴取を行い、かつ詳細に事情聴取すること
 が必要であった。

(ホ) 警察官が臨場する前にB氏に囁ませていたタオルの色を知る者、そして警察官臨場前にタオルが交換されたか否かについて知る者は、AをはじめとするB氏の家族、そして救急隊員であった。警察官臨場前のタオルの色について、公開された捜査資料には、以下の供述がある。

① 平成18年1月29日付供述調書

Aは、「このため私は、このままでは自分の指ごとかみ切られると思い、妻に言って

割り箸に赤色っぽいタオルを巻かせて、長男の口の端に割り箸の両端を当て舌を噛みきれないようにしました。」と供述している。

しかし、その後、タオルを交換したか否かについては、何ら触れられていない。

② 平成18年1月30日付供述調書

Nは、同人が臨場した際のBの様子について、「口には赤っぽい色のタオルを噛ませられ、そのタオルの両脇から未使用の割り箸の端がみえている状態だったので。」と供述している。

しかし、その後、タオルを交換したか否かについては、何ら触れられていない。

③ 平成18年1月31日付供述調書

Iは、同人が臨場した際、B氏の口の中には、「口にはタオルをぐるぐる巻きに捲いた割り箸が横向きに入っていました。」口に入っていたタオルは、白地にピンク色のストライプが入ったものであり、割り箸は紙袋に入った状態でした。」と供述している。

そして同じく、その後タオルが交換されたか否かについては、全く供述がない。

④ しかし、同じく救急隊員の日からはタオルの色について囁き取りを行っている。

上記①～④のとおり、警察官臨場前に、B氏の口に囁きさせられていたのは、ピンク色タオルだったという以外の供述はなかった。

その一方、警察官2名はタオルが「緑色」だったと供述している(⑤、⑥)のである。

⑤ 平成18年1月28日付捜査報告書（C作成）

Cが臨場した際、「同人の口には緑色のタオルと割り箸が押し込まれていて」と記載されている。

⑥ 平成18年1月31日付捜査報告書（F作成）

同人が臨場した際には、「緑色のタオルと割り箸が押し込まれている状態であった」と記載されている。

(ハ) 上記のとおり、本事件について、警察官とその他の当事者としてタオルの色について供述が異なっていた。このような捜査状況であったのであれば、なぜ警察官が、B氏の口に噛ませられていたのが「緑色タオル」であると供述したのかについて、詳細に捜査する必要があったことは明らかである。

しかし、宮城県警は、警察官5名について、そのタオルの色の違いについて、捜査しなかった。

(ト) 警察官臨場時そして臨場後、誰がどのように猿ぐつわをしたのかについて詳細に知って

いる者は、現場に臨場した警察官5名である。
しかし、本事件では、上記5名の供述調書はない。わずかに、C作成の平成18年1月28日付捜査報告書があるのみである。

(チ) このように、宮城県警は、本事件について最もよく事情を知る者から、事情を聞いていないか、きわめて杜撰な聴き取りしか行っていない。この点だけでも、本事件捜査があまりに杜撰であり、少なくとも重過失があることは明らかである。宮城県警は、上記5名からの事情聴取がないことは明らかに不自然である。宮城県警は、上記5名の供述調書を隠蔽し、廃棄したか、隠している可能性が非常に高いと考えるのが自然である。

(リ) さらに、本事件では、捜査の初期段階において、重要な事実について、救急隊員と警察官との間に齟齬があった。すなわち、

① 平成18年1月28日付捜査報告書（O作成）
救急隊員Hの供述内容を記録したものである。タオルの色について記載はないものの、救急隊員が到着した当時（警察官臨場前）は、タオルでくるまれた割り箸が押し込まれていたこと、警察官は、タオルでくるまれた割り箸を口から取り出し代わりに手ぬぐいのようなものを猿ぐつわのようにBさんの口にあてた後、後頭部付近で結んで、Bさんが舌をかまないように処置していた、と述べた旨の記載がある。

② 平成18年1月29日付捜査報告書
救急隊員Iの供述を録取したものである。「警察官がタオルを交換して噛ませ」と述べている。
上記のとおり、現場に臨場した救急隊員らによれば、「警察官臨場後、警察官が、それまでBにくわえさせていたタオルを交換した」ことが明確にされていた。これらの記述は、Cの平成18年1月31日付捜査報告書と整合しない。

かかる整合しない事実が捜査の初期段階から明らかになっていった以上、真相解明のためには警察官5名の事情聴取は必須であったはずである。
しかし、宮城県警は、事情聴取を行わなかった。ないしはその結果を隠蔽したのである。宮城県警は、救急隊員3名について、その後、供述調書を作成している（Hについては平成18年1月30日、Iについては平成18年1月31日。また、Nについては平成18年1月30日）。

しかし、これらの調書のいずれからも、「警察官がタオルを交換した」ことがまったく抜け落ちている。これは、宮城県警が、本件の真相を隠蔽しようとしたことの証左である。

ニ 事件隠蔽に関するまとめ

(イ) 上記のとおり、本事件の捜査については、明らかになっている資料から見ても、複数の人間が警察官臨場前にB氏の口に噛まされていたのは「ピンク色タオル」であったと供述していた一方、警察官の供述はこれと明らかに異なっており、真相解明のためには詳細な捜査が必要であることは明らかであった。また、救急隊員は、捜査の初期段階において、「警察官がタオルを交換した」旨述べており、警察官5名が、亡Bの口腔内にピンク色タオルがあることを知っていることがうかがわれていた。

(ロ) かかる状態であったにもかかわらず、宮城県警は、警察官5名を取り調べなかったばかりか、その他の関係者にも事実の詳細を確認して記録することをせず、検察庁に送致すらしなかった。

(リ) 捜査当初から浮かび上がっている疑問点について捜査を「行わなかった」ことは、明らかに不自然である。宮城県警は、上記の捜査を意図的に行わなかったか、警察官5名の報告、ないし供述調書を握りつぶし、真相を隠蔽したのである。

ホ 警察官5名及び宮城県警責任者の違法行為
上記の隠蔽行為について、警察官5名及び宮城県警の責任者には、以下のとおりの違法行為があったといえる。

(イ) 犯人隠避（刑法第103条）
刑法第103条は、「罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を隠匿し、又は隠避させた者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。」と規定している。

ここに、「隠避」とは隠れ場所を提供する（「藏匿する」）以外の方法で、犯人・逃走者の発見または逮捕を妨げることをいう。

本件では、本件の犯人を知らながら、あえて捜査を行わない、という方法で犯人を隠避しているのであるから、宮城県警の責任者は、明らかに被疑者となるべき者について適切な捜査を行わず、事件立件を阻んだのであるから、犯人隠避罪が成立することは明らかである。

(ロ) 送致義務違反（刑事訴訟法第246条違反）
刑事訴訟法第246条は、いわゆる微罪処分の場合を除いて、司法警察員が犯罪の捜査をしたときは、検察官に対し送致する旨を定めている。

本件は、事件発生当初から、「過失致傷事件」として捜査されてきたことは記録上明らかである。本事件は、重大な傷害結果が生じている事件であったにもかかわらず、本事件

を、検察庁に送致しなかった。

警察官が被疑者になる事件を送致しなかった送致義務違反の事実だけをとっても、宮城県警が本事件を隠蔽し、犯人を隠蔽をしたことは明らかである。

(イ) 真相解明義務違反 (刑事訴訟法第189条第2項)

刑事訴訟法第189条第2項は、「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定している。

本件では、明らかに過失致死を疑わせる事実があったのであるから、本条項に照らし、捜査義務があったことは明らかである。

よって、宮城県警は、本条項の義務に違反した。

(ロ) 告発義務違反 (刑事訴訟法第239条第2項違反)

刑事訴訟法第239条第2項は、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と定める。

上記義務は、一般に、法的義務であると解されている。そしてこの義務については「この告発を行うことが、当該官吏又は公吏の属する行政機関の行政運営に重大な支障を生じ、そのためにもたらされる不利益が、告発をしないで当該犯罪が訴追されないことによってもたらされる不利益より大であると認められるような場合にまで、なお告発すべきとしている趣旨とは解されない」(名古屋高判昭和26年6月14日)とされているもの、これを反対に解釈すれば、上記のような場合以外は告発義務を負っていることができる。

本事件では、現場に臨場した警察官5名の行為により、亡Bの傷害結果が発生したことは明らかであったから、この事実を知った警察官には、告発義務が生じたことは疑いない。宮城県警の責任者らには、上記のとおり違法が認められる。これらの違法のうち、犯人隠蔽の罪は、本事件の被害者である亡Bから責任者への責任追及の機会を奪うものであるから、直接亡Bの法益を侵害する違法行為である。

また、刑事訴訟法の義務違反については、直接国民に対して義務を負っているものではないとの反論も予想されるが、被害者の救済のために設けられた制度であるから、被害者との間では、責任者への責任追及の機会を奪ったという意味で、上記義務違反により直接被害を受けたといふべきである。

(ホ) 違法行為をした公務員個人への求償について

① 東京地裁判決平成6年9月6日判決 (共産党幹部宅盗聴事件) では、公務員個人の責任を認めている。そこでは、以下のとおりの理由が述べられている。

「思うに、公務は、私的業務とは際立った特殊性を有するものであり、その特殊性ゆえに、民事不法行為法の適用が原則として否定されるべきものであると解されるが、右の理は、(本件のごとく)、公務としての特段の保護を何ら必要としないほど明白に違法な公務で、かつ、行為時に行為者自身がその違法性を認識していたような事案については該当しないものと解するのが相当である。このように解しても、公務員の個人責任が認められる事案は、行為の違法性が重大で、かつ行為者がその違法性を認識している場合に限られるのであるから、損害賠償義務の発生を恐れるかゆえに公務員が公務の執行を躊躇するといったような弊害は何ら発生するおそれがないことは言うまでもなく、かえって、将来の違法な公務執行の抑制の見地からは望ましい効果が生じることさえ期待できるところである。」とされている。

② 本件では、宮城県警組織ぐるみで警察官の事件が隠蔽されており、このような隠蔽行為は、明白に違法な公務であることは明らかである。

そして、現場に臨場した警察官5名は、自らの責任を自覚していることはもちろん、その周囲の者も当然、当該事件の内容を把握していたことは明らかであり、事件の内容を知ったからこそ隠蔽工作を行ったことは明らかである。

したがって、上記裁判例に照らしても、警察官5名及び上記隠蔽工作に関わった宮城県警の責任者には、求償する責任がある。

(6) 宮城県警の責任者

警察組織上、本事件の隠蔽は、現場に臨場した警察官5名することは到底できるものではない。本事件の捜査責任者(担当課長)、ひいては当時の石巻警察署署長をはじめ、宮城県警の責任者の決断であることは明らかである。

よって、これらの者が本件隠蔽の責任をとらなければならないことは明らかである。

従って、宮城県は、この真相を解明した上、しかるべく求償をすべきである。

(7) 本件隠蔽行為によって宮城県が被った損害

すでに述べているが、本事件について、宮城県が負った損害賠償責任は、合計で119,727,684円であった。

しかし、事件発生から判決確定まで7年以上の月日を費やしたため、支払日までの遅延損害金は金43,922,016円にもなった。

宮城県警が、本事件を隠蔽せず、警察官の責任を最初から認めていれば、上記遅延損害金は発生することは無かった。

よって、上記遅延損害金相当額は、宮城県警の隠蔽行為により、宮城県が被った損害である

と言える。

(8) 求める措置

このように、宮城県は、警察官5名の重過失行為により多額の損害賠償責任を負担したほか、宮城県警の隠蔽行為により、宮城県は、支払う必要の無かった多額の遅延損害金を支払うことになったのであるから、宮城県知事は、これらの者に対し、国家賠償法第1条第2項に基づき、求償権を行使すべきである。

よって、宮城県知事は、隠蔽行為をした者を特定し、これらの者に対し、国家賠償法第1条第2項に基づいて求償権を行使すべきである。

また、本件の隠蔽行為の真相を解明し、関係者を厳正に処分すべきである。

(9) 最後に

猿ぐつわによる窒息は、本件以前にも起きていた。そして、本件以降も起きている。

そもそも痙攣中の患者の口にタオルを入れることは避けるべきこととされている。本件を契機に警察は極めて危険な保護の方法である猿ぐつわを廃止するべきである。それにもかかわらず、宮城県警は上記のように事実をねじ曲げた通達でお茶を濁そうとしている。これは失敗から学ぶことを拒否するということに他ならない。失敗から学ぶことを拒否すれば、将来同種の事故が起きることは避けられない。なぜ失敗から学ぶことを拒否するのか。それは猿ぐつわをしたのは警察官自身であることを隠蔽しようとした本件の本質が背後に潜んでいるからである。失敗から学び実効的な再発防止を徹底させるためには、警察官自身が猿ぐつわをし、それを隠蔽しようとした本件の本質を明らかにする必要がある。よって本申立に及んだ次第である。

第4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項及び第2項で定める要件を具備しているものと認め、これを受理した。

なお、請求人の請求書に不備が認められたため、平成26年4月28日付け宮監委第13号で住民監査請求書の補正を通知し、当該日から補正命令に対する回答の提出があった平成26年5月8日までの日数を、地方自治法第242条第5項の規定による審査期間60日から除外した。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

監査の対象は、県が支払った損害賠償金相当額について、元石巻警察署職員及び県警の責任者等に対し国家賠償法（昭和22年法律第125号。以下「国賠法」という。）第1条第2項の規定による求償権を行使しないことが財産の管理を怠る事実にあたるか否かとした。

2 監査対象箇所

監査対象箇所は、県警本部監察課及び生活安全企画課とした。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定による請求人の証拠の提出及び陳述は、辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

第6 監査の結果

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象箇所の職員から聞き取りをするなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 本件請求に係る国家賠償請求事件（以下「本件請求事件」という。）の概要

警察官は、救急隊員から、請求人の長男であった原告であるTB（以下「原告」という。）が自傷他害のおそれがあるとの通報を受けて臨場した。原告は、インフルエンザ脳炎であり、自傷他害のおそれなかったにもかかわらず、警察官が気道を閉塞するような猿ぐつわをしたことなどの過失により、窒息して心肺停止となり、その結果無酸素脳症による四肢全廃の状態になったとして、被告県等に対して、国賠法第1条第1項及び民法第719条第1項の規定に基づき、損害賠償金2億4,399万5261円及びこれに係る遅延損害金の支払を求めて、平成20年6月11日に仙台地方裁判所に提訴した。

仙台地方裁判所は、平成22年11月9日に原告が主張する過失は認められないとして、請求を全部棄却した。

原告は、平成22年11月10日に、これを不服として、仙台高等裁判所に控訴したが、控訴提起後死亡したため、原告の相続人3名が本件訴訟を承継するとともに、請求額の一部を減額した。

(2) 本件請求事件における原告の主張要旨

原告は、本件請求事件において、警察官の過失等について次のとおり主張した。

- ① 原告に自傷他害のおそれなかったにもかかわらず、猿ぐつわをした過失がある。
- ② 原告の口の中にピンクタオル及び緑色タオルの2つのタオルを入れた上で、猿ぐつわをした過失がある。

③ 原告の口を点検しないまま、猿ぐつわをした過失がある。

④ 猿ぐつわをする必要性の有無及びその方法を救急隊員に事前に確認しなかった過失がある。

⑤ 猿ぐつわをした後で十分に呼吸を点検しなかった過失がある。

⑥ 原告の心肺停止は窒息が原因であって、その窒息の原因は警察官がした猿ぐつわにある。

(3) 原告の主張に対する県の答弁要旨

県は、本件請求事件において、原告の主張に対し、次のとおり答弁した。

報 告 書

① 警察官がした猿ぐつわは、すでに咬舌防止のためにかませられていた緑色タオルが外れないように風呂敷を当てて後頭部付近で結びつけたもので、警察官職務執行法（昭和29年法律第162号）第3条の定めるところによりなされた適法な措置であった。

② 警察官が口の中にピンク色タオルを入れたことはない。

③ 原告は興奮して大暴れし、舌をかみ切る危険性があったため、警察官が口の中を確認できるような状況ではなかった。

④ 警察官は、猿ぐつわを施した後、原告の呼吸が確保されているかどうかを救急隊員に確認している。

⑤ イソフルエンザ肺炎による呼吸停止は起こり得るのであるから、呼吸停止の原因は不明である。仮に、呼吸停止の原因が窒息によるものであったとしても、猿ぐつわをした直後に呼吸していることを救急隊員が確認しており、猿ぐつわによるものではない。

(4) 控訴審における判決要旨

控訴審である仙台高等裁判所の判決は、被控訴人県は控訴人に対し、損害賠償金1億1,972万7,684円及び平成18年1月29日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を命じたものであり、その理由は、次のとおりである。

① ピンク色タオルを原告の口の中に入れたのが警察官であることを排斥するに足りる事情は認められないから、警察官が原告の口の中に本件ピンク色タオルを入れたものと認めるのが相当である。

② 猿ぐつわは、警察官が本件ピンク色タオルを原告の口の中に入れた上で、緑色タオルをかせ、その上から風呂敷で猿ぐつわをしたものであるところ、それ自体窒息を招く可能性の高い極めて危険な行為であり、明らかに過剰で危険な措置であった。

③ 仮に警察官がピンク色タオルを入れていなかったとしても、入っていることを認識したものであるというべきであり、認識しつつ猿ぐつわをしたことには過剰で危険な措置を行った過失がある。

④ 警察官がピンク色タオルに気付かないまま猿ぐつわをしたとすれば、ピンク色タオルの存在を認識しなかったこと自体に過失があるといえるし、口腔内の異物の有無を確認すべきであったのにこれを怠った過失があった。

⑤ 猿ぐつわは窒息を招く可能性の高い極めて危険なものであったことが明らかであり、原告は窒息状態になったとみるのが自然でその蓋然性が高く、窒息による心肺停止と認めるのが相当である。

(5) 本件請求事件の判決の確定

被控訴人である県は、平成23年11月8日に最高裁判所に上告提起及び上告受理の申立てを行ったが、平成25年4月9日に上告却下及び上告受理申立てを受理しない旨の決定がされ、控訴審判決が確定した。

(6) 損害賠償金の支出

県は、判決の確定に伴い、平成25年6月21日及び同月28日に、損害賠償金1億1,972万7,684円及び遅延損害金4,392万2,016円の合計1億6,364万9,700円を原告の相続人である3名に支払った。

2 請求人の主張に対する県警本部の説明

(1) 警察官5名に対する求償権の行使について

仙台高等裁判所において、猿ぐつわは明らかに過剰で危険な措置であり、警察官は保護措置の方法について、最小限度を逸脱した過失があると認定されたことから、当該警察官による重大な過失の有無について、①当該保護措置について応急の救護を要する状態であったか、②自傷他害防止・咬舌防止として手錠等をする状態であったか、③咬舌防止措置を行うに当たり気道確保に配慮したか、④口の中を確認できる状態であったかの観点から検討を行った。

その結果、①原告は、精神状態が明らかに正常でなく、激しく暴れ続ける或いは舌を噛むなどの自傷他害のおそれがあり、応急の救護を要する状況であったこと。②原告及び周囲の安全を確保し、迅速に県立精神医療センターに搬送するため、咬舌防止措置をとりつつ原告の身体を制止させる目的で手錠等を使用することもやむを得ない状況であったこと。③猿ぐつわをする際、救急隊員に対して呼吸しているか否か確認し、鼻腔が気道として確保されており、胸が上下して呼吸しているとの説明を受けた上で保護措置を継続していること。④警察官が原告の口の中に手を入れる、口の中を覗き込むなどの方法により口の中を点検しようとした場合、原告自身が舌を噛む可能性があるほか、警察官にも危害が及ぶ可能性があったことが認められる。以上のことから、保護措置について警察官に故意又は重大な過失は認められないと判断し、求償しないとの決定をした。

(2) 県警の責任者に対する求償権の行使について

① 県警による事件の隠蔽等について
イ 「事件の捜査を意図的に行わなかった。現場に臨場した警察官5名の取調べ(事情聴取)をあえて行わなかったか、事情聴取した資料(供述調書)を廃棄したか、隠蔽した」との主張に対しては、当初は過失傷害事件として捜査をしていたが、家族及び救急隊から事情を聞くとともに、担当医師から原告がイソフルエンザ肺炎であるとの報告を受け、保護行為と障害との因果関係はないと考えられたことから、心肺停止に陥ったことについて関係

者の故意又は過失が認められず、過失傷害に事件性はなく、捜査の必要性はないものと判断して事情聴取等をしなかったものであるから、供述調書の廃棄や隠蔽という事実はない。なお、警察官が被害者となった場合などを除けば、警察官から自らの行為について事情聴取をして供述調書を作成することはない。

ロ 「ピンク色タオルを、いつ、誰が入れたのか」や「嘔ませていたタオルの色について最も重点を置いて捜査する必要があった」との主張に対しては、ピンク色タオルを入れた者が不明であることやインフルエンザ肺炎による心肺停止もあり得るといふ当時の医学的見地に基づき、事件性はないものと判断した。

ハ 「臨場前、嘔ませていたタオルの色について詳細に事情聴取する必要があった」との主張に対しては、タオルの色についての供述等の違いは、各人の記憶が異なっていると判断しており、事件性がないことから、それ以上の調査を行う必要がないと判断した。

ニ 「臨場時、臨場後、誰がどのようになぐつわしたのか詳細に事情聴取する必要があった」との主張に対しては、警察官はタオルがずり落ちないように、その上になぐつわをしたものである。事件性がないことから、それ以上の調査を行う必要がないと判断した。

ホ 「捜査報告書で救急隊員が、『警察官がタオルを交換して嘔ませ』と述べているが、その後の救急隊員3名の供述調書ではそのことが抜け落ちており、詳細な捜査が必要であった。隠蔽の証左である」との主張に対しては、捜査報告書は、当日現場で聞いた内容について作成するもので、供述調書は一問一答的に録取し、確認して署名押印をもらう。本件は認定できるような過失がないことから、異なる認識として署名押印をもらう。本件とした。

ヘ 「犯人隠避違反」との主張に対しては、犯罪による事件と捉えておらず、当たらない。ト 「送致義務違反」との主張に対しては、捜査した結果、犯罪の嫌疑はないと判断したことから、事件化せず送致しなかったもので当たらない。

チ 「真相解明義務違反」との主張に対しては、関係者から事情聴取し、真相解明に努めた結果事件性はないと判断したもので当たらない。

リ 「告発義務違反」との主張に対しては、捜査権を有する警察において、自ら捜査をし事件性はないとしたもので、告発すべき理由はないので当たらない。

② 国賠法第1条第2項による求償について

請求人は、本件を過失傷害として事件を隠蔽した警察幹部等に求償せよと主張しているが、控訴審が認定したのは保護措置の方法についての過失であり、また、国賠法第1条第1項には「故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは」と規定しており、損害と

当該行為との間の因果関係を要件として、事後の捜査活動と本件損害には因果関係がないことは明らかで、求償する理由はない。

第7 判断

国賠法第1条第2項は、公務員の違法な職務上の行為により国又は公共団体が損害賠償金を支出した場合において、当該公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償することができる」と規定している。

国賠法が求償権の行使を公務員の故意又は重大な過失があった場合に限ったのは、それ以外の場合にも求償権を有するとすることは、職務執行に際して過度に慎重になって正当な職務の執行が十分に行えないおそれがあるという政策的見地からによるものと解されている。

また、故意とは、一般に「一定の結果の発生を認識しながら、あえてある行為をする」という心理状態」と解されており、重大な過失とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見逃したような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」(最高裁判昭和32年7月9日判決)とされている。

本監査請求の基となったのは、本件請求事件であるが、その確定判決においては、警察官の保護措置について故意までは認定されておらず、また、過失は認定されたもののその程度までは判断されていなかった。また、果警本部を含めた組織的な犯罪の隠蔽行為の有無については争点になっっていなかった。

1 警察官5名に対する求償権の行使について

請求人は、本監査請求に係る損害賠償金の支出については、警察官による保護行為に重大な過失が認められることから、警察官に対し国賠法第1条第2項の規定による求償権を行使すべきと主張していることから、求償権行使の可否について検討する。

本件事案は、救急隊員が原告が差し歯を抜いて飲み込み、さらに舌を嘔み切ろうとしていたなどとの状況説明等を受け、救急隊員が自傷他害のおそれがあると判断し、警察官の臨場を要請したものである。警察官の臨場後も、警察官であっても取り押さえるのに苦勞するほど原告が激しく暴れ、原告の咬舌防止の措置をとる必要性が高まっていたことを考えれば、原告が警察官職務執行法第3条第1項に規定する「精神錯乱記者」の状態であったと判断される。そこで、警察官が原告に対する保護措置が必要と判断し、県立精神医療センターに安全に移送するため咬舌防止措置をとりつつ、身体拘束を行ったことについては、事前に救急隊員に気道確保の状況を確認するとともに身体拘束について家族に了解を得ているという裁判の認定事実を踏まえると、今回の障害発生に関して故意に近い著しい注意欠如の状態とされる重大な過失があったとまでは認められ

ない。

次に、確定判決において認定された、警察官がピンク色タオルを入れた上で、緑色タオルを噛ませ、その上から風呂敷で猿ぐつわをしたこと、あるいは、警察官がピンク色タオルを入れていなかったとしても、入っていたことを認識した上で猿ぐつわを行ったことについても、警察官が救急隊員に原告の呼吸状況の確認を求めた上で搬送している状況を勘案すれば、同様に重大な過失があったとまでは認められない。また、警察官がピンク色タオルを入れていなかったとしても、ピンク色タオルに気づかないまま猿ぐつわをしたとすれば、口腔内の異物の有無を確認せず、ピンク色タオルの存在を認識しなかったことについては、原告が自傷他害の恐れがあるほど暴れ、警察官でも取り押さえるのに苦労した状況にあり、口腔内を確認することで警察官等にも危害が加えられる可能性が高かったことなどを踏まえると、同様に重大な過失があったとまでは認められない。

したがって、本件請求事件においては、障害発生に関して警察官による保護措置に過失は認められたものの、重大な過失があったとは認められない以上、国賠法第1条第2項の規定による求償権を有するとは認められないものと判断する。

2 県警の責任者に対する求償権の行使について

請求人は、本事件を過失傷害事件として捜査せず、事件を隠蔽した県警の当時の責任者らに対し、国賠法第1条第2項の規定に基づき遅延損害金について求償権を行使すべきと主張していることから、当該求償権行使の可否について検討する。

請求人は、県警が事件の捜査を意図的に行わなかった、あるいは事件を隠蔽したと主張しているが、県警は、警察官が猿ぐつわをした際に、救急隊員に気道確保の状況を確認した上で保護措置を継続したこと、さらには、原告の障害（低酸素脳症）が心臓停止によるものとはいえず、原告をインフルエンザ脳炎と診断した医師からは心臓停止も起こり得るとされたことから、当該保護措置と障害発生との間に明白な因果関係が認められないため事件性はないと判断したものであり、意図的に捜査を行わなかった、あるいは事件を隠蔽したのではない旨説明している。

改めて本件請求事件を整理すると、本事案が発生した2か月前から不眠症状を訴えていた原告は、平成18年1月18日から異常な行動に出るようになった。翌日以降、原告は仕事を休み、家族が付き添い監視を行っていたもの、精神科等も含め必要な病院の診察を受けることなく折衝師による除霊をしようとした。同年1月28日の事件当日、症状が急変し、差し歯を手で抜き、舌を噛み切ろうとする素振りを見せ、目は血走り一点を見据え、身体をガタガタ震わせるなどし、容易に制止できる状況にはなかったことから、家族が病院への救急搬送を依頼したものである。

当時、原告の家族や親戚など複数の関係者が関与せざるを得ないほど原告自身が錯乱状態で切迫した状態にあったこと、また、警察官が、そうした原告を県立精神医療センターに安全に搬送すべく、救急隊員の協力も得て気道確保等にも配慮した上で保護措置を行ったこと、原告をインフルエンザ脳炎と診断した医師からは四肢全廃の障害発生原因についての確定診断がなかったことなどを踏まえると、本請求事件について県警が事件性なしと判断したことは相当の理由があると認められる。

また、事件発生から数時間後、石巻警察署においては、原告の父母及び救急隊員の立会いの下、現場における再現写真なども含めた保護取扱いに関する詳細な記録が作成されていること、また、後日、原告の父や消防隊員から事情聴取を行い、警察官が捜査報告書を作成していることなどを勘案すると、県警において隠蔽の意図があったとは思料されない。次に、ピンク色タオルを、いつ、誰が入れたかについて捜査する必要があったこと及びタオルの色と猿ぐつわの状況について詳細に事情聴取する必要があったこと並びに捜査報告書の救急隊員の供述内容が、その後の供述調書において抜け落ちていて詳細な調査が必要であった旨の主張については、これまで述べたように、警察としては事件性がないと判断したことから、そのような調査や詳細な事情聴取等を行わなかった相当の理由が認められるところである。

なお、裁判の判決が確定した現在において考えれば、詳細な調査を行うべきであったと思われるものの、それらを行わなかったことが隠蔽の証左であると認めることはできない。

次に、①犯人隠蔽違反、②送致義務違反、③真相解明義務違反、④告発義務違反にそれぞれ当たると主張するが、これまで述べたように県警が事件性がないと判断したことに相当の理由が認められること、また、これらの主張が事実と認められるに足る証拠はないこと、さらには先に述べたように、現場再現写真なども含めた報告書を作成していることを勘案すると、隠蔽の意図があったとまでは言えず、これらの主張は認められない。

したがって、本件請求事件において、県警による事件の隠蔽等があったとは認められないことから、県は、国賠法第1条第2項に規定する求償権を行使しないことが違法又は不当とまでは言えない。

なお、県警は事後の捜査活動と本件損害とに因果関係はないことから求償する理由はない旨主張するが、既に述べたように、隠蔽行為等があったとは認められないことから、求償の可否については判断をするまでもない。

第8 結論

以上、県は、本件請求事件に係る損害賠償金の支出について、国賠法第1条第2項に基づく求償権を有するとは認められず、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産

の管理を怠る事実」はない。よって、請求人の主張には理由がないので、これを棄却する。

付言

県警においては、今回の事故を受けて、各警察署の生活安全課長に対し、適切な保護について指示し、担当者に適正な教養を実施するとともに、全警察署を巡回し、「保護の適切な取扱い」という項目を設けて指示を行うなど、再発防止に努めている。特に、石巻警察署では、本部長通達を受け、署長から署員に示達し徹底を図るとともに、定期会議や幹部会議の都度指示を行っている。

しかしながら、咬舌防止を含めた保護措置の取扱いについては、臨場時における的確な状況の把握と判断により、適切な措置が講じられるよう万全を期すとともに、保護に当たる警察官の業務遂行能力を高めるなど、更なる再発防止へ向けた取組を求める。